

宮城県福祉サービス第三者評価基準等の改正概要

1 共通評価基準（保育所、障害者・児福祉、高齢者福祉の3分野共通の評価項目／全45項目）

主に厚生労働省の「評価基準ガイドライン」を基に（一部県独自の改正事項あり）、「用語の置換え」や「内容（「評価の着眼点」及び「評価の留意点」等）の変更」等が行われたもの。

【主な改正事項】※ページ数は「評価の判断基準・評価の着眼点・評価基準の考え方と評価の留意点」のもの

分野	改定事項	内 容
三分野共通	項目名の 言い換え	○連番号：13 II-1-(2)-②【保育：P33, 障害：P33, 高齢：P33】 「経営の改善や業務の <u>実行性</u> を高める取組に指導力を発揮している。」 →「経営の改善や業務の <u>実効性</u> を高める取組に指導力を発揮している。」
保育所	用語の置 換え	○策定→作成【P113等】 ○保育課程→全体的な計画【P113等】
	文言の修 正	○連番号：39 III-1-(5)-③「災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。」【P105】 ・趣旨・解説 「保育所においては、災害時においても、子どもの安全を確保するとともに保育を継続することが求められます。「事業（保育）の継続」の観点から、災害等に備えた事前準備・事前対策を講じることが重要です。」 →「保育所においては、災害時に子どもの安全を確保することが求められ、定期的な訓練等を通じた事前の対策が重要です。」

保育所	<p>内容追加 (下線部分)</p>	<p>○連番号：26 II-4-(3)-①「地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。」【P65】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価の着眼点 <p>「<u>保育所の持つ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通じて、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</u>」</p> <p>「<u>地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。</u>」</p> <p>の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・趣旨・解説 <p>「<u>具体的には子育て相談支援事業や子育て支援サークルへの支援等、地域の保護者や子ども等が自由に参加できる多様な機会の提供や、保護者や子どもの生活に役立つ講演会の開催等が考えられます。相談事業を始めとした地域に開かれた取組を通して、地域住民の多様な相談に応じる中で、福祉ニーズ等を把握することも可能となります。</u>」</p> <p>の追加</p> <p>○連番号：27 II-4-(3)-②「地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が行われている。」【P69】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価の着眼点 <p>「<u>把握した福祉ニーズ等に基づいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動（地域の子どもの育成・支援、子どもの貧困への支援等）を実施している。</u>」</p> <p>の追加</p> <p>○連番号：37 III-1-(5)-①「安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。」【P99】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・趣旨・解説 <p>「<u>保育所においては、特に睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中の場面では重大事故が発生しやすい状況にあります。子どもの主体的な活動を大切にしつつも、保育所として、『教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン』等をもとに、施設内外の環境整備や保育士等への研修を十分に行い、連携した対応ができる体制を整える必要があります。</u>」</p> <p>の追加</p>
-----	------------------------	---

		<p>○連番号：39 III-1-(5)-③「災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。」【P105】</p> <p>・趣旨・解説</p> <p><u>「また、災害等の発生に備え、行政や関係機関等との連携を図るとともに、あらかじめ対応を検討し、具体的な対応方針や計画を策定するなど、事前準備・事前対策を講じる</u> <u>ことが重要です。」</u></p> <p>の追加</p> <p>・評価の留意点</p> <p><u>「なお、備蓄にあたっては、アレルギーのある子どもへの対応に関する視点も大切で</u> <u>す。」</u></p> <p>の追加</p> <p>○連番号：44 III-2-(3)-①「子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。」【P119】</p> <p>・評価の着眼点</p> <p><u>「コンピューターネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する</u> <u>仕組みが整備されている。」</u></p> <p>の追加</p>
障害者・児福祉	用語の置換え	<p>○福祉サービス実施計画→個別支援計画【P113等】</p> <p>※当該用語は、共通評価項目記載の「福祉サービス実施計画」と、内容評価項目記載の「個別支援計画」が同一の意味を持つ用語であることから、文言を統一させるため、今回、厚生労働省の評価基準ガイドラインによらずに置き換えを行うもの。</p>

2 内容評価基準（各福祉サービスの特性や専門性を踏まえたサービスごとの評価項目）

厚生労働省の「評価基準ガイドライン」を基に、各分野における制度改正や施策の動向等を踏まえて、評価体系の見直しや評価項目の追加等が行われたもの。

【主な改正事項】※ページ数は「評価の判断基準・評価の着眼点・評価基準の考え方と評価の留意点」のもの

分野	改定事項	内 容
保育所	用語の置換え	○策定→作成【P1等】 ○保育課程→全体的な計画【P1等】
	項目名の言い換え	○連番号：55 A-1-(2)-⑨【P31】 「長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。」 →「 <u>それぞれの子ども</u> の在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。」
	内容追加 (下線部分)	○連番号：51 A-1-(2)-⑤ 「乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。」【P15】 ・趣旨・解説 「 <u>保育所保育指針では、乳児保育に関わるねらい及び内容について、「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちを通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」の3つの視点から記載されており、こうした視点のもとに保育が計画的に行われる必要があります。」の追加</u> ○連番号：52 A-1-(2)-⑥「3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。」【P19】 ・趣旨・解説 「 <u>保育所保育指針では、1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容について、「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域による記載がなされており、こうした視点のもとに保育が計画的に行われる必要があります。」の追加</u> ○連番号：53 A-1-(2)-⑥「3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開がされるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。」【P23】 ・趣旨・解説 「 <u>保育所保育指針では、3歳以上時の保育に関するねらい及び内容について、「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域による記載がなされており、こうした視点のもとに保育が計画される必要があります。」の追加</u>

障害者・児福祉	項目名の 言い換え	○連番号：47 A-1-(2)-①【P5】 「利用者の <u>権利侵害の防止等</u> に関する取組が徹底されている。」 →「利用者の <u>権利擁護</u> に関する取組が徹底されている。」
	内容追加 (下線部 分)	○連番号：47 A-1-(2)-① 「利用者の <u>権利擁護</u> に関する取組が徹底されている。」【P5】 ・趣旨・解説 「障害者・児の虐待防止については、 <u>障害者虐待防止法等の関係法令とともに、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（施設・事業所従事者向けマニュアル）」（厚生労働省，以下「施設・事業所マニュアル」）等を十分に理解し，具体的な取組みを進めることが必要です。」の追加</u>
高齢者福祉	項目名の 言い換え	○連番号：48 A-1-(2)-①【特養：P7, 養・軽：P7, 通所：P7, 訪問：P7】 「利用者の <u>権利侵害の防止等</u> に関する取組が徹底されている。」 →「利用者の <u>権利擁護</u> に関する取組が徹底されている。」
	内容追加 (下線部 分)	○連番号：48 A-1-(2)-① 「利用者の <u>権利擁護</u> に関する取組が徹底されている。」【特養：P7, 養・軽：P7, 通所：P7, 訪問：P7】 ・評価の着眼点 「利用者の <u>権利擁護</u> について， <u>規程・マニュアル等が整備され，職員の理解が得られている</u> 」の追加
	項目及び 内容追加	○連番号：62 A-4-(1)-① 「 <u>安定的で継続的なサービス提供体制を整え，取組を行っている。</u> 」【訪問：P45】 ※「評価の判断基準・評価の着眼点・評価基準の考え方と評価の留意点」の「内容評価項目/訪問介護版」に新規追加するもの